## 1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていました。

地方分権を進めていく上で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月に「新しい地方財政 再生制度研究会」が設置され、平成18年12月にはその検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告 書」としてまとめられました。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是 正機能がないなどの課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早 期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、第166 回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」が提出され、同法 案は国会審議を経て平成19 年6月22 日に公布されました(平成19年6月22日法律第94 号。以下「健 全化法」という。)。

健全化法は平成20年4月1日から施行され、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し公表することになりました。ただし、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日に施行されています。

## 2. 健全化判断比率の公表等

#### (1) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金※1の標準財政規模※2に対する比率

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実 質的な負債の標準財政規模※2に対する比率

- ※1 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金や債務負担行為に基づく公債費に準ずるものなど、公債費に準ずるものと考えられるものや、実質的な公債費と変わらないもの
- ※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

#### (2) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断 比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

## 3. 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごとに 資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公 表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全 化計画を定めなければなりません。

## 4. 早期健全化基準、財政再生基準

- (1) 実質赤字比率 [下呂市の基準:早期健全化基準12.91%、財政再生基準20.00%] 財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準(市町村20%、都道府県5%)を用い、早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25%~15%、都道府県は3.75%としています。
- (2) 連結実質赤字比率 〔下呂市の基準:早期健全化基準17.91%、財政再生基準30.00%〕 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等における経営健全化等を踏ま え5%を加算し、市町村は財政規模に応じ16.25%~20%、都道府県は8.75%としています。
- (3) 実質公債費比率 〔基準:早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%〕 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準である25%とし、財政再生基準は、市町村・都道府県とも、健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準である35%としています。
- (4) 将来負担比率 〔基準:早期健全化基準350.0%〕 実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案 し、市町村(政令市を除く。)は350%、都道府県及び政令市は400%を早期健全化基準としています。
- (5) 資金不足比率 〔基準:経営健全化基準20.0%〕 経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)は、20%(営業収益/年の5%程度の合理化努力の4年分に相当するもの)としています。

# 5. 下呂市の指標の対象とする会計等

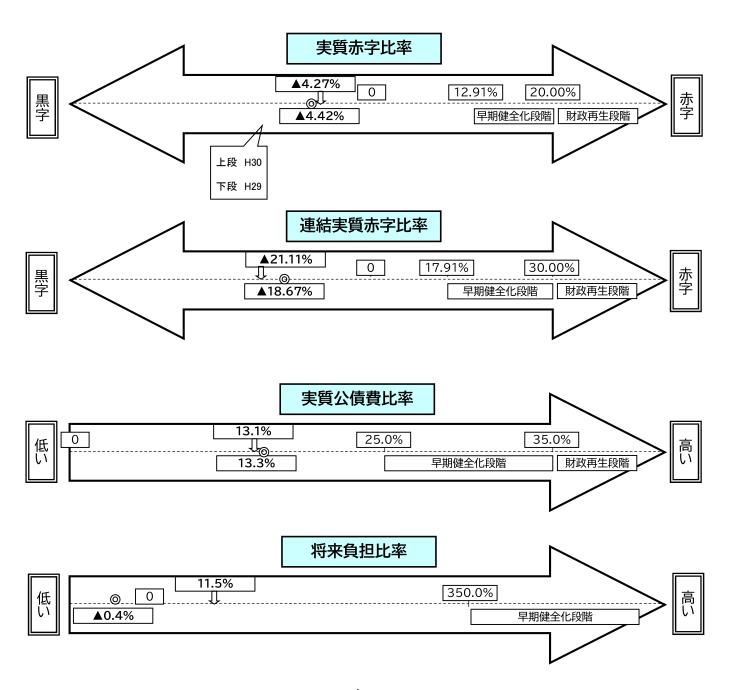
平成30年度下呂市の健全化法に基づく指標の算定の対象とする会計は次のとおりです。

会計分類		į	会計等名称	健全化判断比率						
一般会計等			一般会計 学校給食費特別会計	字比率		7			_	
			国民健康保険事業特別会計(事業勘定)							
			後期高齢者医療特別会計							
特別会	計		介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)		ì	<u> </u>				
		八兴市	介護保険特別会計(保険事業勘定)			車吉尾雪卡字七盔				
		公営事	国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)			<b>5</b> 字し				
		業会計	簡易水道事業特別会計					ランショ	将	j z
	うち		下水道事業特別会計					事事と	将来負担比率	
	公営企		水道事業会計						上 率	ארי
	業会計		下呂温泉合掌村事業会計		K	L				
			金山病院事業会計							
一部事務組合・広域連合			岐阜県市町村職員退職手当組合							
		*\ <b>=</b> ^	岐阜県市町村会館組合							
		<b>乳建</b> 石	岐阜県後期高齢者医療広域連合				R	L		
			飛騨農業共済事務組合							Ц
公社・第3セクター等		等	該当なし							

## 6. 下呂市の健全化判断比率及び資金不足比率(平成30年度決算)

①健全化判断比率	(単位:%)
----------	--------

<u> </u>			V 1 III 1 1 1 1	
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度	_	_	13.1	11.5
平成29年度	_	_	13.3	_
比 較	_	_	▲0.2	11.9(昨年▲0.4)
早期健全化基準	12.91	17.91	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	



#### [実質赤字比率]

一般会計等において実質収支が黒字であるため実質赤字比率はありません。

#### [連結実質赤字比率]

対象となる一般会計、公営事業会計の実質収支が黒字又は資金剰余金が生じているため、一般会計及び 公営事業会計を連結した連結実質赤字比率はありません。

#### [実質公債費比率]

平成30年度数値は13.1%で、平成29年度数値13.3%から0.2ポイント改善しました。これは、平成30年度の単年度比率が12%台に下がったことによるものです。(実質公債費比率の平成30年度数値は、平成28年度から平成30年度の単年度比率の3ヵ年平均で算出)

平成30年度と平成29年の単年度の比較では、分子部分で一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金が240,219千円減額(2.3%改善)となり、基準財政需要額に算入された公債費等が144,458千円減額(1.4%悪化)になったものの、前年度から0.7ポイント改善する結果となりました

実質公債費比率における早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%であり、それらの基準を超えていないことから、現時点では適正な公債費の償還規模といえます。

#### [将来負担比率]

平成29年度に将来負担額を充当可能財源が上回ったため将来負担比率がなくなっていましたが、平成30年度の比率は11.5%となりました。平成29年度の比率△0.4%との比較では11.9ポイント悪化したことになります。

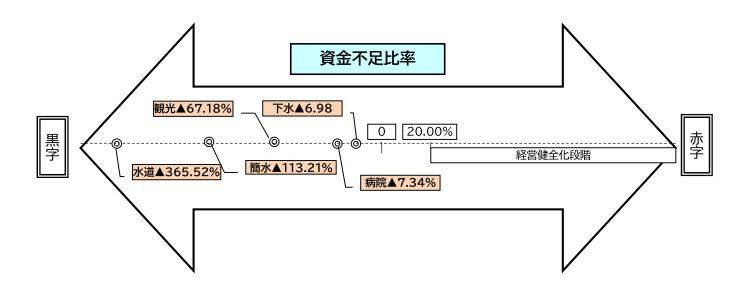
悪化の主な要因は、大型建設事業及び災害復旧事業の市債の発行により地方債の現在高が540,825 千円の増額(5.3%悪化)となったこと、財政調整基金の計画的活用及び災害対応に伴う取崩し等により充当可能基金の現在高が1,565,215千円の減額(15.2%悪化)となったことです。改善要因となる公営企業債残高の減に伴う公営企業債等繰入見込額が1,050,348千円減額(10.2%改善)となったものの、将来負担額を充当可能財源が下回ったため、将来負担比率が発生することとなりました。

将来負担比率における早期健全化基準は350.0%で、基準を超えていないことから、現時点において 将来への財政圧迫の度合いは高いものではない状態です。

ここ数年の比率の推移は、平成26年度 16.6%、平成27年度 10.1%、平成28年度 0.8%、平成29年度は比率なしとなっています。

#### ②資金不足比率 (単位:%)

	水道事業会計	下呂温泉合掌	金山病院	簡易水道事業	下水道事業
	小坦争未云司	村事業会計	事業会計	特別会計	特別会計
平成30年度	_	1	_	_	_
平成29年度	_		_	_	_
比 較	_				_
-					-
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00



平成30年度下呂市の資金不足比率は、各会計とも資金剰余金が生じており、資金不足がないことから 資金不足比率がありません。なお、資金不足比率における経営健全化基準は20.00%となっています。

下呂市における平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、現在の下呂市の財政状況は健全な範囲内であるといえます。ただし、平成30年度に発生した豪雨災害により、予定外の財政調整基金の取崩し等一気に将来負担比率が悪化する現実を経験することになりました。また、平成30年度から令和元年度に繰越した事業においても多額の地方債を発行する予定であり、将来負担比率はさらに悪化する見込みです。比率が早期健全化基準を下回ることは自治体を運営していく上で最低限の基準であることから、持続可能な健全財政運営が確保できるよう、今のうちから、必要な事務・事業の選択、将来世代との公平性に配慮した市債発行、計画的な基金運営をすることで指標の健全化を図っていくことが必要です。

# (参考)下呂市の指標の算定

指標	算 定 方	法	(単位:千円)	下呂市
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額(黒字は 標準財政規模	(▲表示)		-
	<b>▲</b> 575,002 13,448,809		= ▲4.27	
連結実質赤字 比率	一般会計等及び公営事業会計の実質赤字を 標準財政規模  一般会計 学校給食費特別会計 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 介護保険特別会計(保険事業勘定) 国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定) 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 下出温泉合掌村事業会計 金山病院事業会計 会計合計  ▲2,839,906  13,448,809	(▲ 574,636) (▲ 366) (▲ 366) (▲ 446,136) (▲ 9,518) (▲ 11,303) (▲ 163,833) (▲ 15,958) (▲ 458,500) (▲ 39,867) (▲ 869,530) (▲ 165,731) (▲ 84,528)  (▲ 2,839,906)	- = <b>▲</b> 21.11	
実質公債費	13,448,809			
比率	<ul> <li>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 (公営金融のられる繰入金+公債費に準ずる債務金・準元利償還金・準元利償還金・準元利償還金に係る金額</li> <li>(元利償還金・準元利償還金に係る金額を担当のです。)</li> <li>(1,732,453 + 17,050 + 4) - (70,319 + 3,100 + 1)</li> <li>13,448,809 - 3,149,110</li> <li>28年度</li> <li>13.72</li> </ul>	負担額+一時借入金) 還金に係る基準財政需 基準財政需要額算入額 よ 49,110)	要額算入額)	13.1%

特末負担比率	指標				下呂市
将来負担制金 - (左当可能基金領 + 特定財源見込額			7		1 1111
(22,036,033 + 96,957 + 15,345,261 + 0 + 3,962,608 + 0) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 220,597 + 28,272,096) - (11,762,580 + 28,272,096) - (1		-	+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 		
13,448,809 - 3,149,110 ※将來負担額=地方債理在高十債務負担行為に基づく支出予定額+公營企業債等繞入見込額+組合等負担見込額+退康手当負担見込額+設立法人負債額等負担見込額+租合等負担見込額+退康手当負担見込額+設立法人負債額等負担見込額+ 資金不足額 (不足が無ければ▲表示) 事業規模 (法適用企業) = (誘動負債+建設改良費等以外の経費の財額に充てるためたが、記した地方債の現在高一減動資産) - 解消可能資金不足額 (法非適用企業) = (縁上元用領・支払機延額・事業機越額+建設改良費等以外の経費の財務に充でるために起しした地方債 現在商 - 解消可能資金不足額 事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 (法非適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - を託工事収益に相当 する収入の額 - を託工事収益に相当 - 本 465.52 - 237,887 - 246,706 - 本 415.151,893 - 本 4458,500 - 本 413.21 - 404,997 - 本 404,997 - 本 404,997 - 本 404,997 - 本 6.98		(		: 11.5	11.5%
離合等負担見込額+退職手当負担見込額+設立法人負債額等負担見込額  資金不足批率			13,448,809 - 3,149,110		
資金不足額(不足が無ければ▲表示)		<b>※</b> 将来:			
事業規模  ※資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高一流動資産) — 解消可能資金不足額 (法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業機越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) — 解消可能資金不足額 事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 — 受託工事収益の額 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 — 受託工事収益に相当する収入の額 → 受託工事収益に相当する収入の額 → 受託工事収益に相当 する収入の額 → 受託工事収益に相当 する収入の額 → を託工事収益に相当 → を託工事収益に相当 → を託工事収益に相当 → を記入の額 → を託工事収益に相当 → を記入の額 → を託工事収益に相当 → を記入の額 → を記入のる →	資金不足比率	1			
※資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高一流動資産) - 解消可能 資金不足額 (法非適用企業) = (議上が用類+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債 現在高) - 解消可能資金不足額 事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当まな収入の額 - 本 165,731         本 165,731       = 本 67.18       - 本 67.18       - 本 67.34       - 本 6.98       本 6.98			資金不足額 (不足が無ければ▲表示)		
(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高一流動資産) — 解消可能資金不足額 (法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) — 解消可能資金不足額事業の規模 (法適用企業) = 営業収益の額 — 受託工事収益の額 (法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 — 受託工事収益に相当する収入の額 → 受託工事収益に相当する収入の額 → 受託工事収益に相当 する収入の額 → 受託工事収益に相当 する収入の額 → 受託工事収益に相当 する収入の額 → を計165,731			事業規模		
水道       237,887       = ▲365.52       -         合業村       ▲165,731       = ▲67.18       -         246,706       = ▲7.34       -         病金院山       1,151,893       = ▲7.34       -         水簡道易       ▲458,500       = ▲113.21       -         水質易       ▲39,867       = ▲ 6.98       -		(3)	法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額 法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額 事業の規模法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当		
合業村       ▲165,731       = ▲67.18       -         246,706       -       ★84,528       = ▲7.34       -         病金院山       1,151,893       = ▲113.21       -         水簡道易       404,997       = ▲113.21       -         下水       ▲39,867       = ▲ 6.98       -		上	▲869,530	4 005 50	
掌村       246,706         病金       ▲ 84,528         院山       1,151,893         ★ 458,500       = ▲ 113.21         下水       ▲ 39,867         下水       — 6.98		道	237,887	= <b>▲</b> 365.52	_
病金院山 ————————————————————————————————————		合	▲165,731		
病金院山 1,151,893 = ▲7.34 —		掌   村	246,706	= <b>▲</b> 67.18	_
水 簡		,ë ^	▲ 84,528		
水質道易     —       404,997       下水     —       ▲ 39,867     —       水     —		院 山	1,151,893	= <b>▲</b> 7.34	_
下 ★ 39,867 — — — — 6.98 —		水館	· ·	A	
水		道易	404,997	= ▲113.21	_
水		下	▲ 39,867	A 2.55	
		道	571,214	= <b>▲</b> 6.98	

## 【用語説明】

#### [健全化判断比率]

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。 地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

#### [実質赤字比率]

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

#### [一般会計等]

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地 方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の 範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別は行いません。

#### [実質赤字額]

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき 継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字 団体」と呼んでいます。

#### 「標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地 方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれています。

#### [連結実質赤字比率]

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体 全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

#### [公営企業(法適用企業・法非適用企業)]

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公 共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方 財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外 のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、 軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定め られている病院事業(以上、当然適用事業)、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で 適用する事業(任意適用事業)があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等(それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。)があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。 法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、 地方自治法に基づく財務処理が行われます。

#### 「資金の不足額〕

公営企業会計ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

#### [実質公債費比率]

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

#### [将来負担比率]

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将 来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残 高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

#### [資金不足比率]

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪 化の度合いを示す指標ともいえます。

#### [早期健全化基準]

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画 的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将 来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

#### 「財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全 化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、 連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められ た数値です。

#### [経営健全化基準]

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率に ついて定められた数値です。